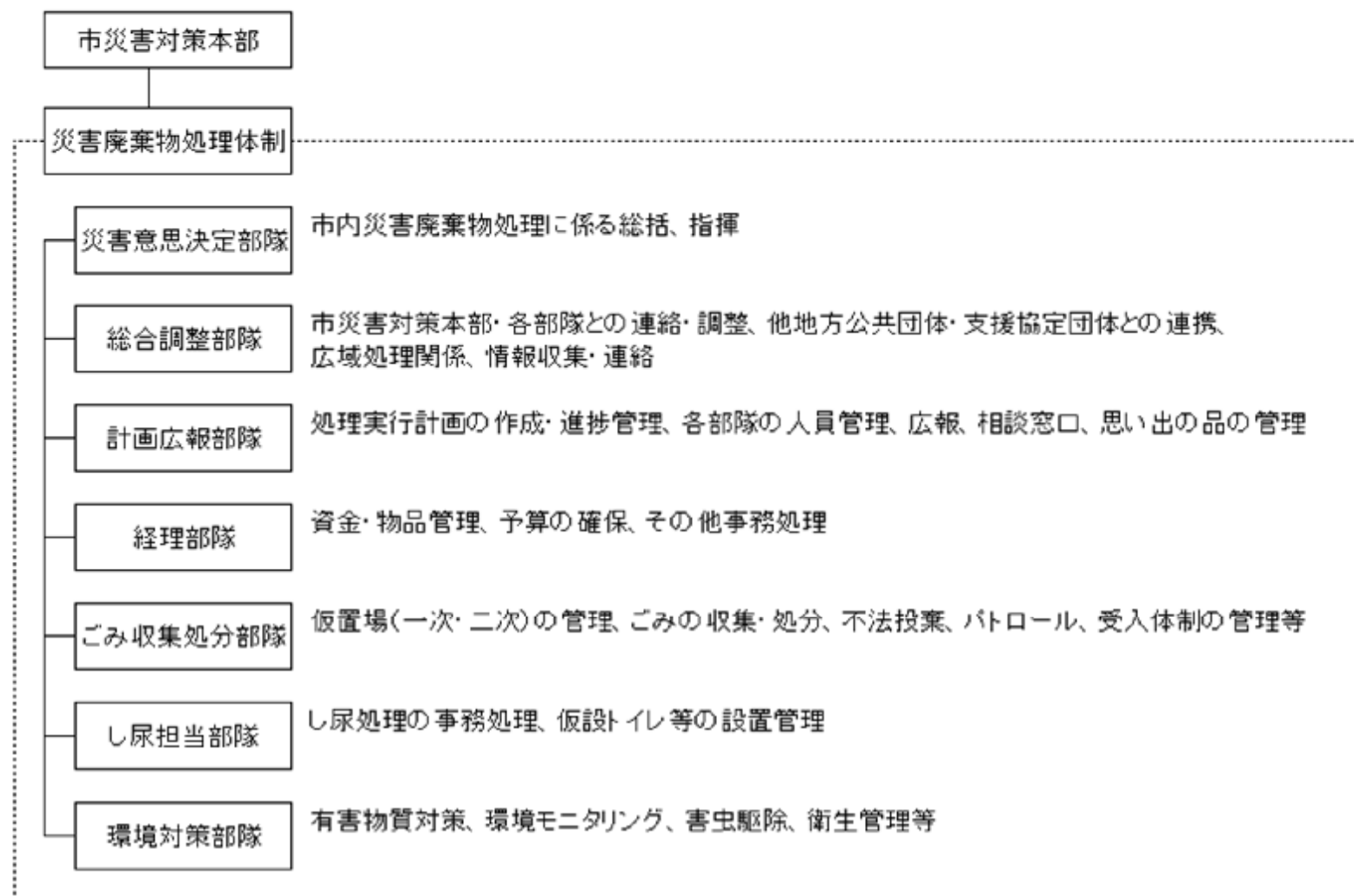


8. 組織体制



※ 環境部を中心として、全庁対応を想定

9. 災害廃棄物処理の流れ

時期区分		時期区分の特徴	業務内容	時間の目安
初動期		人命救助が優先される時期	<ol style="list-style-type: none"> 1. 体制確保及び被害状況の確認 2. 被災状況に応じた緊急措置 3. 情報収集・関係先への連絡、実行計画の策定 	発災後数日間
応急対応	(前半)	避難所生活が本格化する時期	(前半) 主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理 (後半) 災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備	～3週間程度
	(後半)	人や物の流れが回復する時期	<ol style="list-style-type: none"> 1. 処理体制の整備 2. 仮置場の確保 3. 仮置場への廃棄物搬入 4. 計画的な収集・運搬、処分の実施 	～3ヶ月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期	<ol style="list-style-type: none"> 1. 計画的な収集・運搬、保管、処理の実施 2. 仮置場の現状復帰、返却等 3. 災害廃棄物処理事業費国庫補助金申請等 	～3年程度

10. 協力・支援体制等

- 1) 自衛隊・警察・消防との連携
- 2) 国・大阪府との連携
- 3) 他市町村等との連携

協定名	協定先	協定締結日	内容
一般廃棄物処理(ごみ処理)に係る相互支援協定	枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市、東大阪都市清掃施設組合、四條畷市交野市清掃施設組合、北河内4市リサイクル施設組合	H20.3.3	一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援

4) 民間事業者との連携

協定名	協定先	協定締結日	支援内容
災害時における一般廃棄物処理に関する支援協定	守口市一般廃棄物収集運搬許可業者 株式会社コスミック 辰巳環境開発株式会社 株式会社大真サービス 京阪総合サービス株式会社 貴和興業株式会社 サニタリークリーンサービス	H25.10.1	家庭系一般廃棄物の収集及び運搬 (災害等により倒壊及び焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除く)
災害廃棄物の処理等に関する基本協定	株式会社ダイカン 大栄環境ホールディングス株式会社	H29.8.28	災害廃棄物の撤去 災害廃棄物の収集・運搬 災害廃棄物の処分

民間事業者との災害廃棄物処理基本協定

平成29年8月28日 締結



協定締結証

下記の者は、災害廃棄物の処理等に関する基本協定書に同意し、ここに之を締結する。

平成29年8月28日

大谷環境ホールディングス株式会社
代表取締役社長

金子文雄

守口市長

西端 勝樹

協定締結証

下記の者は、災害廃棄物の処理等に関する基本協定書に同意し、ここに之を締結する。

平成29年8月28日

株式会社ダイカン
代表取締役

吉村太郎

守口市長 西端 勝樹

報道への提供資料



守口市報道提供資料
(行政情報)



平成 29 年 8 月 14 日

報道関係者 様

災害廃棄物処理等に関する基本協定締結式

→ 主な概要

近年、我が国の各地で自然災害、特に地震（阪神淡路大震災をはじめ東日本大震災、熊本地震等）による家屋の倒壊や、近年多く発生している集中豪雨（九州北部、和歌山県紀南地方、広島県広島市、茨城県常総市等）によって、洪水・浸水・冠水などの甚大な被害が出ています。

また、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模な自然災害の発生も危惧されており、本市におきましても、災害に対する備えが必要不可欠となっています。

そこで、今回本市の災害対策の取り組みの一環として、災害の発生時に、本市ごみ処理施設での廃棄物処理が困難になった場合に災害廃棄物の処理等が適正かつ円滑・迅速に行えるよう、以下のとおり「災害廃棄物の処理等に関する基本協定」を締結します。

この「災害廃棄物の処理等に関する基本協定」は、**大阪府下でも数少ない先進的な取り組み**ですので是非取材の方よろしくお願ひします。

→ とき・ところ・その他

日 時：平成 29 年 8 月 28 日（月）午前 10 時 00 分～11 時 00 分

場 所：守口市役所 市民会議室 103・104 号室

守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号

電 話：06-6992-1221（代表）

出席者：(1)株式会社ダイカン 吉村太郎 代表取締役、村田泰嗣 執行役員

(2)大栄環境ホールディングス株式会社 金子文雄 代表取締役社長、石川光一 執行役員営業部長

(3)守口市 西端勝樹 市長、泉谷 延 副市長、中村誠仁 副市長

内 容：出席者紹介、協定締結、写真撮影、市長挨拶、各代表取締役挨拶、質疑応答

【問合せ】

守口市環境部クリーンセンター業務課

(役職名) 課 長

(氏 名) 吉崎 康之 (よしざき やすゆき)

電話 06-6991-6313 (直通)

携帯 090-3265-5730 【記者からの問合せ以外は使用しません】

時事通信社 iJAMP
iJAMP記事

◎ 災害廃棄物処理で協定 = 大阪府守口市

17/08/28 13:09 NG072

大阪府守口市は28日、自然災害発生時に廃棄物処理が迅速に行えるよう、関西地方の民間2業者と基本協定を結んだ。各地で多発している集中豪雨や南海トラフ巨大地震などの自然災害の発生に備える。

協定では、災害発生時に市のごみ処理施設で廃棄物処理が困難になった場合、産業廃棄物処理を専門とする2事業者に処理を委託するとしている。

同日の協定締結式に出席した西端勝樹市長は「迅速な災害廃棄物処理は行政だけでは限界があり、民間事業者の協力が不可欠。処理が円滑に行われることで市民に大きな安心を与える」と期待を示した。(了)



災害廃棄物処理で協定を結んだ西端守口市長（中央）と市シンボルキャラクターの「もり吉」（右端）ら = 28日午前、同市役所（松下慶祐撮影）

※本印刷物は時事通信社 iJAMPサービスから印刷されました。

Copyright JIJI PRESS Ltd. All Rights Reserved.

11. 情報収集・連絡

災害廃棄物処理を迅速かつ円滑に行うため、最新の情報を収集し、関係機関等との連絡を図る。

【収集する主な情報】

- ライフラインの被害状況
- 避難所開設状況と避難人員の数
- 廃棄物処理施設等の被害状況
- 道路、橋梁等の状況
- 全半壊の建物数と解体・撤去を要する建物被害状況
- 水害の浸水範囲(床上・床下戸数)の状況

12. 市民等への啓発・広報

市民に対しての情報の伝達やコミュニケーションは非常に重要
被害軽減のためには、平時からの広報啓発活動が肝要

【周知に必要な情報】

- 災害廃棄物の収集方法
- 仮置場候補地
- 便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄や野焼きなどの禁止

13. 安全対策

1) 安全・作業管理の基本的な考え方

① 解体撤去

ア) 粉じん対策

イ) 臭気・悪臭ガス対策

ウ) 騒音対策

エ) 衛生管理

② 破碎・選別

ア) 破碎作業

イ) 選別作業

③ 運搬【車両関係】

2) 想定されるリスクと対策

① 火災

② 不法投棄

③ 運搬車両や処理機器等の燃料確保

第3章 災害廃棄物処理

1. 災害廃棄物の処理

1) 基本方針

災害時に膨大に発生する災害廃棄物処理は、地域の復旧・復興のためには迅速かつ計画的な対応が必要となる。

- 災害廃棄物の発生量を的確に予測する。
- 必要となる仮置場面積を算出し、仮置場の候補地について調整する。
- 分別及び再資源化等を積極的に実施する。
- 仮置場の適正管理及び迅速な中間処理を実施する。
- 状況に応じた効率的な収集、運搬ルートを確立する。
- 国や大阪府、各関係団体等に支援・広域処理を要請する。

2) 災害廃棄物の発生量

災害廃棄物の発生量は、災害規模により変化する。
発生量の予測は下記の算式にて算出

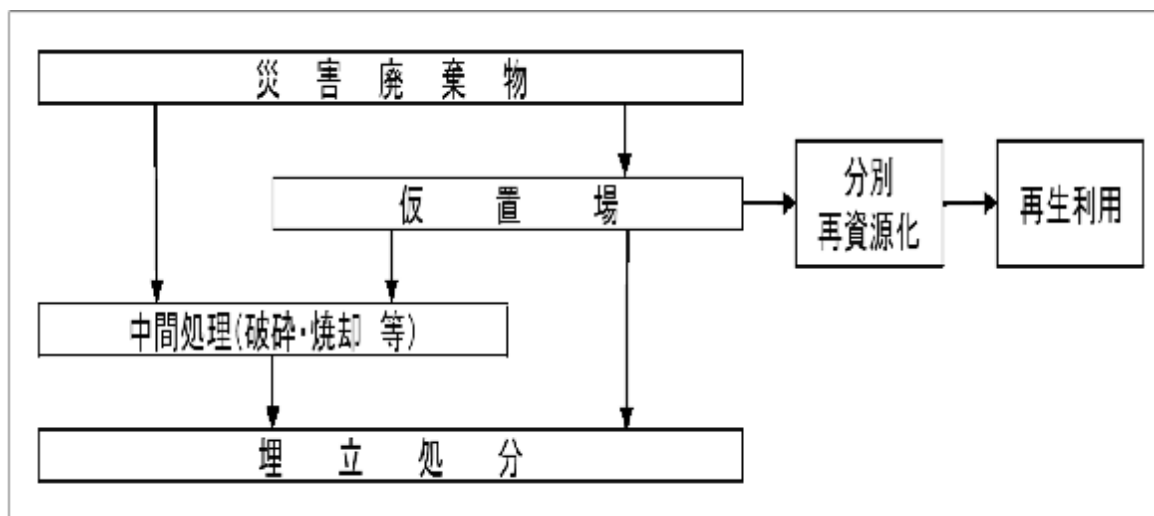
$$\text{災害廃棄物の発生量(推計)} = \text{建物被害棟数} \times \Sigma \text{災害廃棄物の発生源単位}$$

災害廃棄物の発生原単位

被害区分	発生原単位	算出に用いたデータ
全 壊	117トン/棟	・東日本大震災における岩手県及び宮城県の建物被害棟数 ・東日本大震災における岩手県及び宮城県の災害廃棄物処理量 岩手県:「災害廃棄物処理詳細計画(第二次改訂版)」(岩手県、2013. 5) 宮城県:「災害廃棄物処理実行計画(最終版)」(宮城県、2013. 4)
半 壊	23トン/棟	・同上(半壊の発生源単位は「全壊の20%」に設定)
床上浸水	4.60トン/世帯	・既往研究成果をもとに設定 「水害時における行政の初動対応からみた災害廃棄物発生量の推定手法に関する研究」(平山・河田、2005)
床下浸水	0.62トン/世帯	・同上

環境省「災害廃棄物対策指針」【技1-11-1】平成26年3月より

3) 災害廃棄物の処理 災害廃棄物の処理の流れ



- ① 解体撤去
- ② 収集・運搬
- ③ 仮置場の運用
- ④ 再利用・再資源化施設、処理施設、処分場等への搬送
- ⑤ 再資源化
- ⑥ 中間処理(焼却)
- ⑦ 埋立処分



2. 生活ごみ等の処理

1) 基本方針

災害時における生活ごみ及び避難所ごみの発生量は、平時と同等と考えられるが、ごみ質の変化や平時の収集ルートに加え避難所への収集体制の構築が必要となる。

- 衛生・防疫について十分配慮して処理を行う。
- 避難所の収集開始については市災害対策本部と連携を取り、避難所開設時期の把握と収集開始時期の検討を行う。
- 災害時の混乱を想定し、排出・収集等を検討する。

2) 生活ごみ等の発生見込み量

① 生活ごみ等(※粗大ごみは含まない)

- ・生活ごみの発生見込み量は、基本的に平時と同等。
- ・ただし、避難所におけるごみは、プラスチック容器包装やペットボトルなど使い捨て容器の増加が想定される。

発生量の予測は下記の算式にて算出

- ・生活ごみの発生量(日量)

$$\text{生活ごみ量} = (\text{人口(人)} - \text{避難所生活者数(人)}) \times \text{発生源単位(kg/人)}$$

- ・避難所ごみの発生量(日量)

$$\text{避難所ごみ量} = \text{避難者数(人)} \times \text{発生源単位(kg/人)}$$

発生源単位

ごみの区分	1人当たりの発生量(発生源単位)
可燃ごみ	324.4[g/人・日]
資源ごみ	96.9[g/人・日]
合計	421.3[g/人・日]

(改訂版)守口市一般廃棄物処理基本計画平成29年3月より

② 粗大ごみ

粗大ごみの発生量については、平常時のごみ量とは比較にならないため、平成7年に発生した阪神・淡路大震災時の神戸市の例と同等程度の増加を考慮する。

※【発生直後で2倍程度、発生翌月で4倍程度】

(参考)神戸市一般廃棄物の発生量の前年同月比 (%)

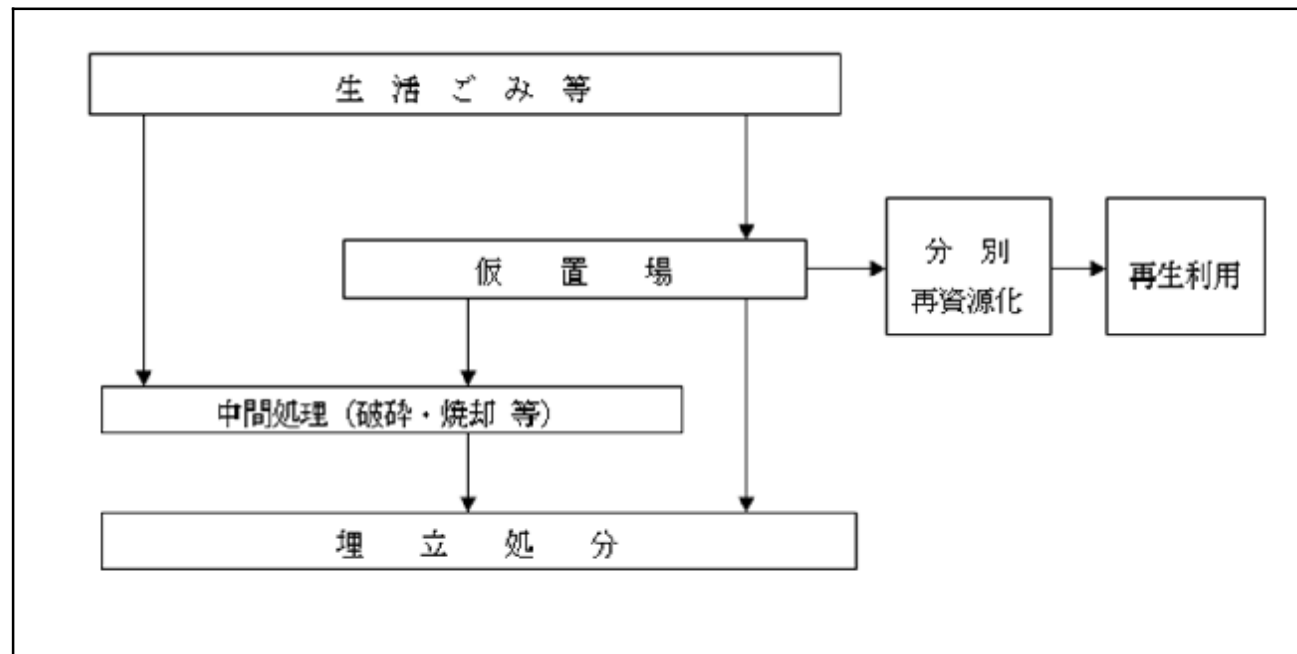
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
生ごみ	85	106	100	94	97	110	96	93	93	96
荒ごみ	228	458	238	140	141	153	133	125	115	118

「大都市圏災害廃棄物処理計画作成の手引き」(平成11年度)より

3) 生活ごみ等の処理

平時どおりの収集運搬体制、処理体制を基本とする。

処理の流れとしては、災害ごみと基本的に同様



- ① 収集・運搬
- ② 再資源化、中間処理
- ③ 埋立処分

3. 取扱いに注意を要する廃棄物の処理

取扱いに注意を要する廃棄物

区分	品目の例示
有害性のあるもの	硫酸・塩酸などの劇薬、化学薬品、農薬、殺虫剤、水銀など
危険性のあるもの	ガスボンベ、消火器、バッテリーなど
引火性のあるもの	ガソリン、灯油、軽油、シンナー、廃油、花火、ライターなど
著しく悪臭を発するもの	動物等の残渣物、糞尿など ※死獣は処理の対象
家電製品(家電4品目)	冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン
特別管理一般廃棄物	廃エアコン・テレビ・電子レンジに含まれるPCB使用製品、感染性廃棄物など

1) 基本的な方針

- ① 適切な排出方法等の周知・指導(便乗排出の防止)
- ② 仮置場への搬入不可
- ③ 適正な処理

2) 取扱いに注意を要する廃棄物の処理

適切な排出方法等を市民、事業者等に周知するとともに、相談窓口等の設置も検討

4. 思い出の品の取扱い

1) 基本的事項

- ① 思い出の品の取扱いルール(定義等)を決めておく
- ② 廃棄に回さず、市で保管し、可能な限り所有者に引き渡す
回収する対象は⇒位牌・アルバム・卒業証書・賞状・成績表・写真 等
- ③ 個人情報が含まれるため、取扱いは要注意

2) 回収・保管・管理・閲覧

- ① 状況に応じてボランティア等を募り、思い出の品を回収するチームを作る
- ② 思い出の品は、洗浄・乾燥し、市で保管・管理することとし、閲覧や引渡しのお機をを作る
- ③ 発見場所や品目等の情報をリスト化し分かりやすく区分し管理する

思い出の品の取扱いルール

定義	位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真 等
所有者の確認方法	公共施設で保管・閲覧して、申告により確認する。
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合は、その都度回収する。また、住民やボランティアの持込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄、乾燥後保管する。
運営方法	地元雇用や地元住民、ボランティアの協力の下運営する。
返却方法	基本は面会引渡しとする。 引渡し時は、引取完了書を作成し、記名捺印してもらい市で保管する。

5. し尿処理

- ・ 下水道管を利用したマンホールトイレを設置。
- ・ マンホールトイレを補完するため、簡易トイレの設置を想定。



簡易トイレのし尿は、固化剤にて固化後一般廃棄物処理（生活ごみと同等処理）

1) 他市町村等との連携

協定名	協定先	協定締結日	内容
し尿及び浄化槽汚泥に係る相互支援協定	枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市	H30.4.1	し尿等の処理に係る総合的な相互支援

- ・ 想定外の事態も起こりうるため、安定した処理が可能となるよう、今後民間事業者との協定等の締結を検討。

6. 環境対策

災害廃棄物の処理等で生じる地域住民環境への影響を最小限にするよう、公衆衛生の保全に努め、環境対策を実施する。

- ① 環境モニタリング
- ② 悪臭及び害虫防止対策
- ③ 有害物質対策



7. 計画の見直し

災害廃棄物処理に関する知見・技術など日々変化していくことが想定されるため、その情報は常に入手し検討していく。

状況変化に応じ、国の計画や指針、大阪府災害廃棄物処理計画及び守口市地域防災計画等の関連計画の改定も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

仮置場の想定が肝要

南海トラフ巨大地震の場合

- ⇒ **202.3万トンの災害ごみが発生**
- ⇒ **62.6Haの仮置場用地が必要**

上町断層帯地震の場合

- ⇒ **119.2万トンの災害ごみが発生**
- ⇒ **40.9Haの仮置場用地が必要**



広大な用地確保が必要

⇒公共用地のみでは賄いきれない状況

現状の受入れ可能な都市公園・公共保有用地は

10Ha程度

⇒国有地などの貸与が必要